

## 平成 30 年 7 月豪雨に係る被害に伴う

### 労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ

長崎労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

#### 1 対象となる事業主

平成 30 年 7 月豪雨に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

#### 2 対象となる労働保険料等

上記 1 の事業主の方のうち、損失を受けた日以後 1 年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

#### 3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、長崎労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から 2 か月以内に申請していただくこととなります。

#### 4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、長崎労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、こちら（[納付猶予申請書](#)・[被災明細書](#)）からダウンロードすることも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、長崎労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

労働保険徴収室	095(801)0025		
長崎労働基準監督署	095(846)6386	島原労働基準監督署	0957(62)5145
五島駐在事務所	0959(72)2951	諫早労働基準監督署	0957(26)3310
佐世保労働基準監督署	0956(24)4161	対馬労働基準監督署	0920(52)0234
江迎労働基準監督署	0956(65)2141	壱岐駐在事務所	0920(47)0467

# 労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	A	
------	---	--

平成 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官 ○○労働局長 殿

申請者住 所

事業所名

電話:( )-( )-( )

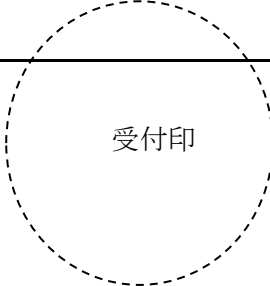
代表者職氏名

印

国税通則法第46条1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	平成 年度	厚生労働省 所 管	労働保険 特別会計	労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号			枝 番 号	
②	納付すべき労働保険料等の 年度・期別・金額及び納期限	平成 年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成 年 月 日		
		平成 年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成 年 月 日		
		平成 年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成 年 月 日		
③	納付猶予を受けようとする 理 由											
④	猶予を受けようとする金額及 び希望する猶予期間	平成 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成 年 月 日			
		平成 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成 年 月 日			
		平成 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成 年 月 日			
⑤	財産の種類ごとの損失の程 度及びその他の被害状況	別添様式第2号「被災明細書」のとおり。										

- 注 1. この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。  
 2. ④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを○で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。 3. ④の※の欄は記入しないでください。



名称 .....  
 労働保険事務組合の  
 所在地 .....

代表者氏名 ..... 印

被災明細書

整理番号	A	
------	---	--

平成 年 月 日

住 所

事業場名

代表者職氏名 印

被害前の事業財産 (注1)		被 害 財 産				損害割合(注3)	備 考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	[⑥/②×100%]	
合 計							

注1. 「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。 2. 「②価格」は、被災時の時価で記載してください  
3. 「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。